

計算書類に対する注記（老人保健施設健祥会シェーンブルン用）

令和 7 年 3 月 31 日現在

法人名：社会福祉法人 健祥会

1.重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分は、定額法による減価償却を実施している。
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）
当拠点区分は、定額法による減価償却を実施している。
- (2) 徴収不能引当金の計上基準
当拠点区分は、期末時の利用者等に対する債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。
- (3) 賞与引当金の計上基準
当拠点区分は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (4) 消費税の取扱い
当拠点区分は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

2.重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

3.採用する退職給付制度

当拠点区分は、職員の退職給付に充てるため、確定給付制度を採用している。確定給付制度では退職給付として給与と勤務期間に基づいた一時金を支給している。

4.拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。
- (1) 老人保健施設健祥会シェーンブルン拠点区分計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3㉑)
 - ア. 老人保健施設 健祥会シェーンブルン
 - イ. (老健) 健祥会シェーンブルン 通所リハ
 - ウ. (老健) 健祥会シェーンブルン 訪問リハ
 - エ. 健祥会ケアプランセンターみよし
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3㉒)は省略している。

5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	119,450,000	0	0	119,450,000
建物	267,392,608	345,955	20,136,377	247,602,186
合 計	386,842,608	345,955	20,136,377	367,052,186

6.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩

該当する事項はない。

7.担保に供している資産

該当する事項はない。

8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	885,204,095	637,601,909	247,602,186
建物	51,511,445	1,540,984	49,970,461
構築物	54,712,410	43,498,861	11,213,549
車輛運搬具	25,037,605	24,833,950	203,655
器具及び備品	107,714,901	87,951,934	19,762,967
合 計	1,124,180,456	795,427,638	328,752,818

9.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

10.重要な後発事象

該当する事項はない。

11.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。